【発行】上落合中央・三丁目地区まちづくりの会 事務局:新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課

# 『まちづくりガイドライン』を改定します!

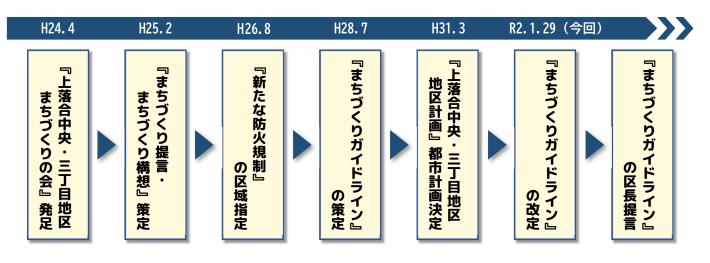
日頃より上落合中央・三丁目地区まちづくりの会の活動にご理解・ご協力をいただきありがと うございます。まちづくりの会では、地域のみなさまと共に、地区の防災性や住環境の向上を目 的とした活動を続けております。

令和 2 年 1 月 29 日のまちづくりの会では、令和元年 11 月から 12 月に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、「まちづくりガイドライン」を改定したいと考えております。なお、<u>まちづくりの会の開催は、今回が最後となります。</u>多くの皆様のご参加をお待ちしています。

### まちづくりの会 上落合中央・三丁目地区 中井駅 令和 2 年 1月 29 日 (水) 日 西武新宿線 落合第五 小学校 午後7時~8時半 時 上落合公園 児童遊園 上落合地域交流館 会 落合第二 小学校 場 (新宿区上落合 2-28-8) 落合西公園 扙 地区内にお住まいの方、 土地・建物の権利をお持ちの方 象 一地区の範囲



上落合中央・三丁目地区 これまでのあゆみと今後の予定





## まちづくりガイドラインの改定に関する アンケート調査結果のご報告

配布数:6144通 回答数:354通

回収率:5.8%

まちづくりの会では、令和元年 11 月から 12 月にかけて、まちづくりガイドラインの改定 に関するアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果は以下のとおりです。ご協力 いただきありがとうございました。

いたださめがかとうとといるのだ。		
■まちづくりの基本方針について、 以下のように修正することを検討しています。	■良いと思う ■修正は必要ない ■その	他 ■無回答
修正前 共に生活する住民が一致団結して、 わがまちを被災ゼロのまちにしたい		3. 1%
	88.1%	6 <mark>. 2</mark> %
<b>修正後</b> 共に生活する住民が一致団結して、 わがまちを被災ゼロの <mark>住みよい</mark> まちにしたい		2.6%
■まちづくりガイドラインのルールについて、新たに 以下のルールを追加することを検討しています。	■良いと思う■追加は必要ない■その	他 =無回答
集合住宅には、管理業者名や連絡先について、		3.4%
ルール	86.1%	8 <mark>. 5%</mark>
		2.0%
		. 00/
当地区で民泊を営む場合は、 ルール 近隣住民とのトラブルが発生しないように、	00.1%	6.8%
<b>宿泊時のルールを明確に定めてください。</b>	88.1%	3 <mark>. 7</mark> %
		1.4%
		8.8%
ルール 集合住宅を建築する場合は、1住戸当たりの 専有面積を18㎡以上としてください。	73.4%	3.6%
サイ田債を「OIII以上としてくんとい。		4. 2%
新たに建物を建築する場合、外観は		3. 1%
ルール 派手な色使いを避け、周辺の街並みや 景観に配慮するよう努めてください。	75. 1%	19. 2%
永既に記念するの フカの こくだこい。		2.6%
新たに建物を建築する場合、建物の高さ等に		4. 2%
ルール ついては、周囲の住環境が損なわれることが	85.0%	9. 1%
ないように、十分に配慮してください。	03. V/I	1. 7%
		1. 1/0



### まちづくりの会の開催報告(令和元年9月18日開催)

前回のまちづくりの会には、計16名の方にご参加いただき ました。当日は、新たに追加を検討するルールの具体的な内容 やまちづくりガイドライン改訂版の構成について、意見交換 を行いました。



### ■お問合せ先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎 8 階 新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課 担当:櫻井・川上・多久田 TEL: 03-5273-3843(直通) FAX: 03-3209-9227

上落合中央・三丁目地区の まちづくりの情報は、区の ホームページからご覧にな

